

狛江市多摩川関連問題第一次報告書

【多摩川河川敷問題対応について】

狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会

平成 23 年 3 月

目次

1	はじめに	1
2	多摩川バーベキュー問題初期対応について	2
	(1)現状	
	(2)これまでの対応	
	(3)問題点の整理と課題の抽出	
	(4)課題解決に向けた検討結果	
3	多摩川緑地公園グラウンドの駐車問題について	6
	(1)現状	
	(2)これまでの対応	
	(3)問題点の整理と課題の抽出	
	(4)課題解決に向けた検討結果	
4	総論	8
	<参考1> 市道 543 号線・市道 533 号線規制管理費計上案	
	<参考2> 管理人件費案・多摩川河川敷内駐車場利用状況	

(添付資料)

- 資料 - 1 多摩川河川敷バーベキュー利用状況調査結果
- 資料 - 2 川崎市多摩川河川敷バーベキュー状況との比較
- 資料 - 3 和泉多摩川河川敷占用箇所図
- 資料 - 4 狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会設置要綱
- 資料 - 5 狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会委員名簿
- 資料 - 6 狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会日程表
- 資料 - 7 市民討議会提案書

1 はじめに

狛江市では、基本構想において「私たちがつくる水と緑のまち」を将来都市像としており、水質の改善はもとより、河川環境の美化、河川環境づくりに向けた河川敷利用の方法を策定していくとしている。

古来、多摩川の活用は生活に密着したものであったが、昭和28年に多摩水道橋が開通し、その後大きく変貌していった。歴史的な一面を持つ「渡し船」が姿を消し、水質の悪化から魚が減少し、魚場としての役割も薄れていった。しかし、人々の努力もあり徐々に改善され、貴重な水辺資源として多くの市民から親しまれている。多摩川を利用したイベントや「水辺の楽校」など教育の場としても大いに活用されている。

多摩川の利用については、様々な問題が存在しているが、従来からバーベキュー利用については特に大きな問題となっていた。平成21年度を境に状況が大きく変化し、市民からの苦情が増加すると共に、狛江市民討議会実行委員会から「バーベキュー禁止」の方向性が出されるほど悪化している。また、近隣の川崎市においては全国初ともいえる有料でのバーベキュー利用が条例化された。

本委員会は、多摩川河川敷におけるバーベキュー問題等の対応策及び河川敷の活用策などの課題に対応するために組織された。

今回の報告書は、多摩川河川敷におけるバーベキュー禁止に向けて早期に対応しなければならぬ案件について、全6回の会議を開催し検討を重ねてきた内容を報告するものである。今後も、他の案件ごとに検討し随時報告を行っていく。庁内の意思決定における判断材料として活用していただき、方向性・解決策を決定していきたい。

今後はバーベキュー禁止のための条例制定に伴う包括占用を講ずるとともに、和泉多摩川河川敷のみならず、市域全域に関する多摩川の活用策については広く計画性を持つ必要があり、総合的な施策を検討し、それに応じた対応をしたいと考える。

平成23年3月31日

狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会

2 多摩川バーベキュー問題初期対応について

(1) 現状

多摩川河川敷の利用については、河川管理者である国土交通省京浜河川事務所(以下「国交省」という。)が所管であり管理されている。また、河川は本来自由使用が原則となっている。しかし、従来問題になっていた、和泉多摩川河川敷でのバーベキュー問題について、ごみ問題や騒音、臭いに関して近隣より苦情が耐えないところであったが、平成21年度から下記のような状況の変化が見られ、行政としても早急の対応が求められているところである。

状況の変化について

近年のインターネットの普及による、新たな商法としてバーベキューセットをレンタルする業者が現れ始めた。これにより、代金の支払いはネット上で処理し、現地ではセットの受け渡しのみで、気軽に利用できるようになり、利用者が増加している。

業者がごみを処理すると利用者には説明しているが、実際には全部は持ち帰らず、残りは河川敷に放置され、そこに次々に他の利用者がごみを置いて帰ることで、苦情が増加している。

市道543号線には、土日になると朝夕に業者のトラックが10台前後並び身動きの取れない状況になり、車同士や歩行者との接触事故が報告されている。

平成22年4月より荒川河川敷でのバーベキューが禁止になったことは、業者・利用者が多摩川に流入している一因になっている。

平成22年9月1日から末日の間、川崎市が包括占有に係る条件を付した上での使用について社会実験を実施し、バーベキュー有料化の実施を平成23年4月1日から施行することが、平成23年2月18日の川崎市議会定例会で可決され、正式に決定したことも、業者・利用者が多摩川に流入している一因になっている。

川崎市「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」の調査結果からも、苦情要望の推移やごみ処理の推移が平成21年度を境に変化していることを確認できる。

(2) これまでの対応

・バーベキューが特に活発になる時期に、環境整備係で市道543号線を含む河川敷のパトロールを行い現状の把握に努め、今後の対応策についての検討を行った。

・平成16年より6度にわたる環境対策会議を開き、ごみ問題や環境問題について国交省と関係課とで情報交換を行った。

・平成21年度には狛江青年会議所が、市民同士で多摩川河川敷の問題解決に向けた方向性を討議するという手法を用いた市民討議会「どうする多摩川河川敷」を開催し、

現在の問題を取り除くため、当面はバーベキューを全面禁止する。

現在のかたちのバーベキューが実施できないように施設を設ける。

現在のかたちのバーベキューが実施できないように市民による監視体制をつくる。

以上の三点をまとめた市民提案書を平成22年1月7日に狛江市長に提出した。

(3) 問題点の整理と課題の抽出

問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川河川敷は国交省の所管のため、狛江市が主導となつての対策が取れない。 ・バーベキュー利用者によるごみの不法投棄が非常に多く、苦情の対象となっている。 ・バーベキュー利用者及び業者の車両の市道 543 号線への違法駐車が増加し、トラブルのもととなっている。 ・バーベキューの臭い、利用者の深夜までの話し声や花火等による騒音による苦情が絶えない。 ・多摩川漁業協同組合や民間企業が市道 543 号線を利用しており、積極的な対策が取れない。 ・バーベキュー利用者が和泉多摩川地区センターやタマエスティ国際学生会館、民家等の敷地に侵入し、用を足す等の苦情が寄せられている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉多摩川河川敷は、河川敷と住宅地の間が近い為、騒音や臭い等の苦情が特に多く、早急の解決を求められている。 ・河川敷のバーベキュー利用者の不法投棄ごみについて、毎週月曜日に国交省の委託業者によって処分が行われているが、ごみの臭いや河川敷の景観、ごみに群がるカラス等の苦情も多く、ごみ問題の根本的な解決が望まれる。 ・民有地への不法侵入等を防ぐための対策が求められる。

(4) 課題解決に向けた検討結果

- ・市民討議会より提出された提案書及び資料1、2の考察をふまえ、河川敷でのバーベキューを全面禁止する方向で対応をしていきたい。
- ・平成 23 年 2 月 18 日に川崎市議会定例会で可決され、決定した「多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画」の中で川崎市の多摩川河川敷における有料でのバーベキュー利用が認められたことで、狛江市の多摩川河川敷におけるバーベキューに対しての方向性を明確にする必要が生じてきた。
- ・来年度のバーベキューが活発となる時期までに早急な対応が求められているが、占用等の法的な対応は多大な時間を要するため、早期の対応として行うのは難しく、現時点では法的な対応よりも物理的な規制方法について考えていく。

対応策

- 市道 543 号線に車止めを設置し、交通規制を行う。
- 市道 533 号線を、一定の規制を設けて開放する。

市道 543 号線に車止めを設置し、交通規制を行う。

【結論】

世田谷通りから市道 543 号線に入る部分に、安全が確保できる程度のスペースを設けて車止めを設置し、十分な周知期間を設けて市道 543 号線の通行止めを行う。

市道 543 号線を多摩川漁業協同組合が使用している件について、河川敷の貸ボート業が不法占有している駐車場があるが、その問題については、貸ボート業そのものの運営も含め、国交省と貸ボート業者の間で協議が行われており、協議の進捗状況を見ながら対応を進めていく。なお、狛江市が河川敷を占有した後に貸ボート業を「多摩川の渡し」のような姿に復活させ、観光施設として活用できるか、地域活性化課も含め検討中である。

民間企業の市道 543 号線の利用については、現在は市道を利用していないことが確認された。

対応方法	周知期間を設け、市道 543 号線の通行止めを行う。
対応時期	平成 23 年 5 月の大型連休前
メリット	<ul style="list-style-type: none">・車で訪れるバーベキュー利用者の流入を抑えることができる。・市道 543 号線に違法駐車する業者車両や一般車両がなくなり、接触事故やトラブルが減少する。・市が管理を行うことで、市道 543 号線へのごみの不法投棄等が減少する。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・市道 543 号線の通行止めを知らずに世田谷通りから入ってきた車両の対人・対物事故等の危険性がある。・管理人件費等、市の財政負担が増える。・他の道路に業者車両及び一般車両が流入する可能性
必要事項	<ul style="list-style-type: none">・通行止めに関して、調布警察との協議・国交省との協議

市道 533 号線を、一定の規制を設けて開放する。

【結論】

国交省との占用における協議が終了したため、許可が下り次第、歩道部分の早急な開放を目指す。業者車両及び一般車両の流入については、市道 533 号線にも車止めを設け、時間帯を決めて開閉するなどして抑止を図る。また、車道脇にポールを立てるなどの措置で、車道への違法駐車を抑制する。

対応方法	市道 533 号線に車止め・ポール等を設け、時間帯を決めて開閉する。
対応時期	歩道部分 国交省との占用における協議が終了したため、許可が下り次第対応していく。 車道部分 平成 23 年 5 月の大型連休前
メリット	・河川を管理するための緊急車両等が円滑に通行できるようになる。 ・河川敷利用者が駅から河川敷へ出やすくなる。
デメリット	・業者車両及び一般車両が流入する可能性がある。 ・歩道等にごみの不法投棄の可能性がある。 ・駅から河川敷へ出やすくなることにより、電車を利用したバーベキュー利用者が増加することが考えられる。
必要事項	国交省との協議

3 多摩川緑地公園グラウンドの駐車問題について

(1)現状

多摩川緑地公園グラウンドの利用団体が休日の多摩川緑地公園グラウンドの使用時に、グラウンドとして占有していない部分を、使用目的外である駐車場として使用していることや、河川敷の鍵をグラウンド利用団体に貸し出していることについて、国交省から指摘があった。グラウンドの利用団体からは、教育委員会に対して、車で河川敷を利用できるよう対応策をとってほしいと要望もあり、早い段階で対応していく必要がある。

(2)これまでの対応

国交省より多摩川緑地公園グラウンドの利用団体に、車で河川敷に乗り入れないよう、注意指導を行っている。

(3)問題点の整理と課題の抽出

問題点	・多摩川緑地公園グラウンドを使用する際に駐車場を利用できない。 ・グラウンドの使用以外での目的で河川敷を訪れる利用者が駐車場を利用できない。
課題	・河川敷付近には駐車場が少なく、現在の状況だと河川敷に車で訪れる利用者が駐車できないため、多摩川緑地公園グラウンドの使用目的に反しない形で、車を止められるスペースを作成することが必要となる。

(4)課題解決に向けた検討結果

対応策

多摩川河川敷を包括占有した際に、小田急線高架下を駐車場として整備し、活用する。

【結論】

多摩川河川敷を包括占有した際に、小田急線高架下部分を駐車場として整備し、活用する。それまでの暫定的な対応としては、現在占有部分で未活用の区域を、車を止められるスペースとして暫定占有し、簡易な駐車場を整備する。

高架下の駐車場へは市道 543 号線から車両を通し、人員配置をして、時間を決めた利用を行う。河川敷の占有については小田急電鉄株式会社や国交省と協議を行い、市道 543 号線の通行止め等については、調布警察等と協議を行っていく。

対応方法	小田急線高架下の河川敷を小田急電鉄株式会社と二重占有し、駐車場として整備し、活用する。
対応時期	平成 23 年度の早い段階
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・河川敷に車で訪れる利用者が、違法駐車することなく、安全に河川敷を利用できる。 ・多摩川緑地公園グラウンドの使用目的に反しない形で、駐車場を設けることができる。 ・小田急線高架下の最もバーベキューが行われる場所を駐車場とすることで、河川敷でのバーベキューを抑制できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・市道 543 号線の車止め開閉等、人員配置が必要となる。 ・駐車場設置費用等、市の財政負担が増える。
必要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省、小田急電鉄株式会社、調布警察等との協議 ・監視員等の人員配置の検討

4 総論

以上の検討結果より、多摩川河川敷のバーベキューを全面禁止とする。

今後は、早期対応を実施し、法的規制を行っていく。また、その他多摩川関連について随時報告を行っていく。

【多摩川に関する今後の検討事項】

- ・河川敷の火災・治安対策
- ・河川敷における撮影申請の一本化
- ・河川敷のホームレス対応
- ・ごみの不法投棄
- ・多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情
- ・水神下市有地の利活用
- ・天端の舗装に関する対応
- ・市道 543 号線の駐車対策
- ・市道 533 号線の供用
- ・市道 145 号線の通行止め
- ・和泉多摩川地区センターのトイレの不適切な使用
- ・多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応
- ・和泉多摩川緑地都立公園化話し合い会の対応 等

特に「多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情」及び「多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応」については、早急の対応を求められている。

【早期対応】

本格的なバーベキューシーズン到来である、平成 23 年5月の大型連休までに包括占用を行い、バーベキュー禁止条例を制定するのは難しいため、早期に以下の対応を行う。

市道 543 号線の通行止めを周知し、規制を行う。

周知期間を設け、平成 23 年5月の大型連休前までに通行規制を行う。

市道 533 号線に一定の規制を設けた上での開放

歩道部分：国交省との占用における協議が終了したため、許可が下り次第対応していく。

車道部分：平成 23 年5月の大型連休前までに車止め・ポール等を設置し、対応していく。

<今後の検討事項>

、 に関すること

・管理体制、規制時間等

・人員配置

・通行止め周知期間

・<参考1> 市道 543 号線・市道 533 号線規制管理費計上案を参照し、市道規制にかかる費用を検討していく。



[最終的な方向性]

・多摩川河川敷のパーベキューの全面禁止

多摩川河川敷のパーベキュー禁止条例制定

・小田急線高架下に駐車場設置

[手法]

多摩川河川敷の包括占用(法的規制)

<今後の検討事項>

・包括占用区域の決定

・包括占用の許可申請、許可

・包括占用区域の具体的利用方法の決定

・工作物の設置等に係る申請、許可

小田急線高架下の河川敷を小田急電鉄株式会社と二重占用し、駐車場として活用する。

<今後の検討事項>

・人件費、管理費等の計上

・駐車場使用料徴収の有無

・駐車台数、駐車需要の算出

・該当地域におけるごみ処理費

・駐車場利用時間等

・<参考2> 管理人件費案・多摩川河川敷内駐車場利用状況を参照し、他の自治体との比較を行いながら、多摩川河川敷の駐車場利用方法を検討していく。

<参考1> 市道 543 号線・市道 533 号線規制管理費計上案

[車止め設置工事費案]

品名	数量	金額
車止め	4基	材料支給
設置工	4式	404,000 円
交通整理員	2人	30,000 円
諸経費	4式	232,000 円
小計		666,000 円
消費税		33,300 円
合計		699,300 円

<参考2> 管理人件費案・多摩川河川敷内駐車場利用状況

[管理人件費案]

休日のみの場合

場所	期間	日数 (日)	配置人数 (人)	時間	金額(円)/日	総計
市道 543 号線	4月1日～10月末日	62	3	6:30～18:00	10,135	1,885,110
	11月1日～3月末日	41	2	7:00～17:00	8,680	711,760
市道 533 号線	4月1日～10月末日	62	1	6:30～18:00	10,135	628,370
	11月1日～3月末日	41	1	7:00～17:00	8,680	355,880
計						3,581,120

毎日(年末年始を除く)

場所	期間	日数 (日)	配置人数 (人)	時間	金額(円)/日	総計
市道 543 号線	4月1日～10月末日	214	3	6:30～18:00	10,135	6,506,670
	11月1日～3月末日	146	2	7:00～17:00	8,680	2,534,560
市道 533 号線	4月1日～10月末日	214	1	6:30～18:00	10,135	2,168,890
	11月1日～3月末日	146	1	7:00～17:00	8,680	1,267,280
計						12,477,400

[多摩川河川敷内駐車場利用状況]

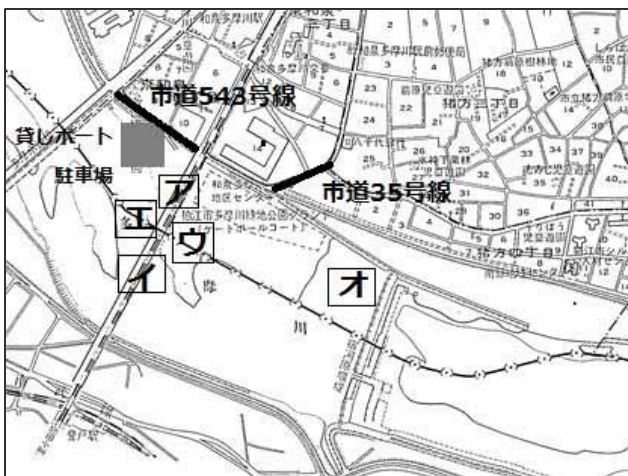
自治体	場所	料金設定	収容台数	利用時間	開場日	管理運営
大田区	ガス橋緑地	1回 500 円	88 台	1、11、12月: 7:30～17:30 2、3、9、10月: 6:30～18:30 4～8月: 5:30～19:30	土、日、祝 日	大田建設業協同 組合
川崎市	瀬田地区	1回 500 円 12月～2月 末日は無料	165 台(障 がい者用 1台)	4月1日～10月末日: 6:00～18:30 11月1日～3月末日: 6:00～16:30	土、日、祝 日、振替休 日 年 末 年 始を除く。	財団法人川崎市 公園緑地協会
	上平間地区	無料	40 台			川崎市
	丸子橋地区	無料	303 台(障 がい者用 3台)			川崎市
	宇奈根地区	1回 500 円 平日及び 12月～2月末 日は無料	120 台		月曜日以 外 年 末 年 始を除く。	財団法人川崎市 公園緑地協会
世田谷区	二子玉川 運動場	無料(土、日、 祝日 30 分 /100 円)	150 台	毎日 8:30～17:00	毎日 年 末 年 始を除く。	財団法人世田谷 区スポーツ振興 財団

資料 - 1 多摩川河川敷バーベキュー利用状況調査結果

1 調査概要

実施場所	和泉多摩川河川敷
実施期間	平成22年9月1日～31日の土・日・祝日
調査部課	建設環境部環境管理課
調査方法	調査日の12:00、17:00、21:00に職員がバーベキュー状況を確認し、利用者人数・駐車車両数等をカウントする。
調査区域	下図のとおり

(図1) 調査区域図



2 調査結果

(表1) 時間帯別バーベキュー利用者数・駐車車両数集計

日	曜日	天気	利用者数(人)			車台数(台)		
			12:00	17:00	21:00	12:00	17:00	21:00
9月4日	土	晴	320	413	50	35	9	2
9月5日	日	晴	546	485	30	20	10	2
9月11日	土	晴	454	426	8	10	9	3
9月12日	日	晴	319	302	30	14	6	1
9月18日	土	晴	348	444	60	27	20	3
9月19日	日	晴	633	462	30	23	13	0
9月20日	月	曇	350	384	30	24	19	0
9月23日	木	雨	233	28	10	10	8	4
9月25日	土	晴	248	283	20	11	6	3
9月26日	日	晴から小雨	503	380	45	24	11	7
計			3954	3607	313	198	111	25
平均			395.4	360.7	31.3	19.8	11.1	2.5

【考察】

- ・12時から17時にかけて利用者数はほぼ同じで350～400人となっている。また、車台数は12時時点が最も多く、平均で20台程度となっている。
- ・これは、バーベキュー機材レンタル業者が昼から夕方にかけて車両を駐車し、17時前に撤退するためと考えられる。
- ・バーベキュー利用者は電車を利用して来訪する者が多いため、17時を過ぎても明るい内はバーベキューを楽しんでいる。

(表2) 区域別パーベキュー利用者数集計

日	曜日	天気	利用者数(人)					計
			ア	イ	ウ	エ	オ	
9月4日	土	晴	296	222	94	62	91	765
9月5日	日	晴	283	275	139	170	186	1053
9月11日	土	晴	346	251	68	79	144	880
9月12日	日	晴	233	199	13	90	114	649
9月18日	土	晴	147	137	174	275	106	839
9月19日	日	晴	227	241	160	357	126	1111
9月20日	月	曇	132	244	27	199	154	756
9月23日	木	雨	139	49	40	37	0	265
9月25日	土	晴	134	211	68	80	52	545
9月26日	日	晴から小雨	285	349	42	86	166	928
計			2222	2178	825	1435	1139	7799
平均			222.20	217.80	82.50	143.50	113.90	779.90

【考察】

・調査区域アと調査区域イの地点で、平均利用者数が最も多くなっている。これは、区域アと区域イがちょうど小田急線高架下に来ており、陽射しを避けるためのスポットになっていると考えられる。

・利用者数と同時に利用年代層も目視にて確認したところ、区域ア～エが20～30歳代が多いのに比べ、区域オでは家族連れが多く見られた。話し声やアンプ等の喧騒が激しい区域ア～エを避けた家族連れが、比較的静かな区域オを利用していると考えられる。

(表3) 区域別駐車車両数集計

日	曜日	天気	駐車車両(台)			計
			市道543号線	河川敷内	市道35号線	
9月4日	土	晴	22	24	0	46
9月5日	日	晴	15	17	0	32
9月11日	土	晴	6	12	4	22
9月12日	日	晴	8	13	0	21
9月18日	土	晴	19	27	4	50
9月19日	日	晴	6	23	7	36
9月20日	月	曇	8	28	7	43
9月23日	木	雨	16	0	6	22
9月25日	土	晴	15	0	5	20
9月26日	日	晴から小雨	9	26	7	42
計			124	170	40	334
平均			12.40	17.00	4.00	33.40

【考察】

・パーベキュー利用者のほとんどは河川敷内駐車場及び市道543号線に駐車している。
 ・市道543号線に違法駐車が多いのは、市道543号線が区域ア～エに直結するスロープに接続しているためと考えられるが、この場所では車同士や歩行者との接触事故も報告されており、早急の対応が必要である。

(表4) 河川敷環境調査

人数、車両数の集計と合わせ、調査員が目視にて河川敷環境調査を行った。

騒音

日	曜日	天気	状況		
			12:00	17:00	21:00
9月4日	土	晴	なし	話し声	花火
9月5日	日	晴	アンプ	話し声	花火
9月11日	土	晴	話し声	話し声	花火
9月12日	日	晴	なし	なし	なし
9月18日	土	晴	話し声	話し声	花火
9月19日	日	晴	アンプ	アンプ	なし
9月20日	月	曇	アンプ	アンプ	なし
9月23日	木	雨	なし	なし	ギター
9月25日	土	晴	アンプ	アンプ、声	なし
9月26日	日	晴から小雨	アンプ	アンプ、声	話し声

【考察】

- ・バーベキュー利用者が多く利用している12時～17時にかけてはアンプ等を利用した騒音が多くなっている。アンプ等を持ち込むバーベキュー利用者は区域ア、イ、エに多く、年齢は20～30歳代と見られる。
- ・21時頃になると、昼間バーベキューをしていた利用者がそのまま花火等を始めるケースが多く見られる。表1を見ると、21時のバーベキュー利用者の多さに連動して、花火等の騒音が目立つことがわかる。
- 花火等の騒音は近隣からの苦情も多く、打ち上げ花火の規制等、早急の対応が求められる。

臭い

日	曜日	天気	状況		
			12:00	17:00	21:00
9月4日	土	晴	強	無	無
9月5日	日	晴	強	無	無
9月11日	土	晴	弱	弱	弱
9月12日	日	晴	弱	弱	弱
9月18日	土	晴	弱	弱	無
9月19日	日	晴	強	弱	無
9月20日	月	曇	弱	弱	無
9月23日	木	雨	弱	無	無
9月25日	土	晴	弱	弱	無
9月26日	日	晴から小雨	強	弱	無

【考察】

- ・表1と照らし合わせると、バーベキュー利用者数に伴い、煙やごみ等の臭いが強く感じられることがわかる。
- ・12時台は全ての調査日で臭いが感じられた。
- ・17時台も弱くはあるが、土手の上からでもわかるほど、臭いが残っている。
- ・臭いが強いときは、バーベキューを行っている河川敷一帯が白く見えるほど煙が充満しており、近隣からの苦情の対象となっている。

資料 - 2 川崎市多摩川河川敷バーベキュー状況との比較

平成 22 年 9 月 1 日から末日、川崎市が包括占有に係る条件を付した上での使用についての社会実験を実施し、バーベキュー有料化の実施を平成 23 年 4 月 1 日から施行することが、平成 23 年 2 月 18 日の川崎市議会定例会で可決され、正式に決定した。

条件を付してバーベキュー利用を可能とした川崎市と、バーベキュー禁止の方向性を取る狛江市を比較し、なぜ狛江市の和泉多摩川河川敷でバーベキューを行うのが難しいか検証したい。

1. 川崎市多摩川河川敷と和泉多摩川河川敷とのバーベキュー利用状況の比較

	川崎市	狛江市
バーベキュー利用規模	約 4 ha 河川敷包括占有 29ha	約 0.4ha
住宅地からの距離	約 160m	約 20m
最寄り駅からの距離	約 230m (二子新地駅)	約 200m (和泉多摩川駅)
駐車スペース	有 (有料)	無
トイレの有無	有	有 (和泉多摩川地区センター)
洗い場の有無	有	無 (手洗い場のみ有)
ごみ置場の有無	有	無
管理者	業務委託の後、指定管理者制度に移行 258 人/月 (H22.9 月)	現段階では無 (グランド占有部分のみ指定管理者制度を導入)

【考察】

・狛江市のバーベキュー利用エリアは川崎市の約 10 分の 1 である。

和泉多摩川河川敷において駐車スペース、バーベキュー利用施設スペースを十分にとることは難しい。

・狛江市は住宅地から河川敷までの距離が近い。

狛江市では、風向き等も影響し、ごみや煙の臭いが住宅地まで届きやすい。

・バーベキュー利用を行うにあたり、必要な施設が現在狛江市にはない。

トイレ等については、和泉多摩川地区センターのものだけでは人数に対応しきれず、民地に不法侵入する者も発生しているが、利用可能面積や住宅地までの距離の関係上、トイレ等の施設を設置するのは難しい。

2. 利用者アンケート調査について

川崎市は、バーベキュー有料化の社会実験を行うにあたり、9月に川崎市社会実験エリア及び周辺8エリアにおいて利用者へのアンケート調査を行った。

周辺8エリアには和泉多摩川河川敷も含まれており、その結果を基に利用者が何を求めているのか検証したい。

調査概要

調査地区	和泉多摩川河川敷
調査日	平成22年9月26日(日)
実施時間	9時～16時

調査結果分析

居住地

川崎市	23区内	多摩地域	その他	合計
10人	45人	21人	25人	106人

【考察】

和泉多摩川河川敷のバーベキュー利用者は23区内の居住者が多いことがわかる。

交通手段

電車	自転車・バイク	徒歩	車	合計
85人	2人	4人	15人	106人

【考察】

和泉多摩川河川敷には電車で訪れる人が圧倒的に多いことがわかる。これは、最寄り駅の和泉多摩川駅から河川敷まで約200mという利便性によるものだと考えられる。

調査結果をふまえて

川崎市の社会実験エリアでのアンケート結果からは、

- ・利用者が望むサービスで多いものはトイレ、洗い場であること。
- ・電車で来訪した利用者はバーベキュー機材のレンタルを多く望んでいること。

がわかった。

和泉多摩川河川敷の利用者は、23区内から電車で来訪する人が多い。そのため、荷物になるバーベキュー機材をレンタルできる業者が増加したと考えられる。

3. 多摩川河川環境管理計画における位置付け

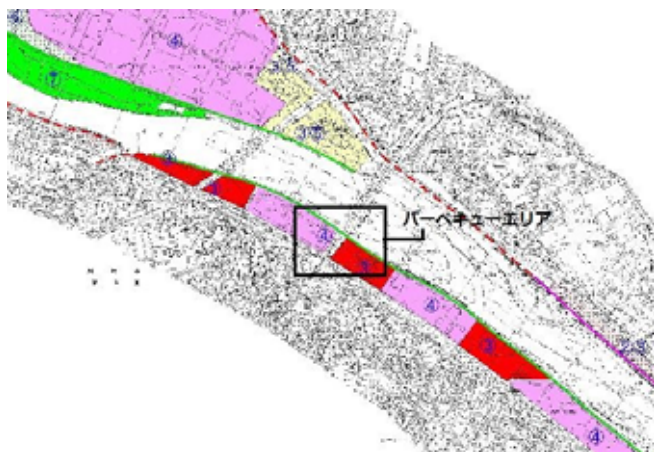
国交省では、自然環境の保全と人工的な利用の調和をはかるために、多摩川河川環境管理計画を昭和 55 年に策定した。その内容は国交省が平成 13 年に策定した法定計画「多摩川水系河川整備計画」にも組み込まれている。

川崎市と狛江市の多摩川河川敷の位置付けは以下のとおりである。

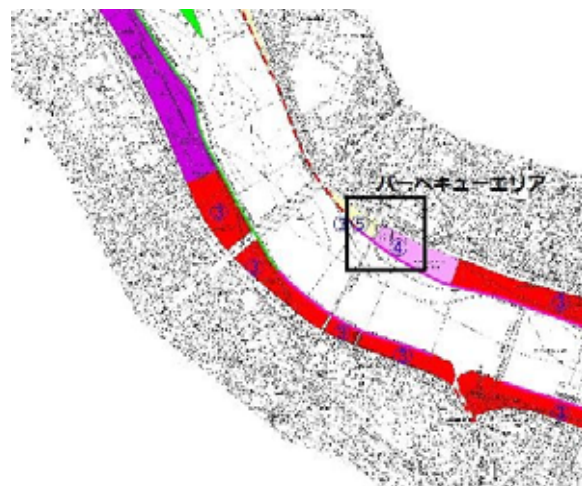
	川崎市		狛江市	
空間	・広域施設レクリエーション空間	・運動・健康管理施設	・自然レクリエーション空間	・運動・健康管理施設
ゾーン	人工系空間		自然型空間	人工系空間
内容	総合広場、自由広場など広域の住民がレクリエーションを楽しめる空間	運動広場や球技場など健康増進のための公共施設が整備された空間	原っぱ、水遊び場、釣り場など多摩川の自然を生かしたレクリエーション空間	運動広場や球技場など健康増進のための公共施設が整備された空間

[機能空間区分図]

< 川崎市 >



< 狛江市 >



【考察】

川崎市多摩川河川敷が人工系空間に区分されているのに比べ、和泉多摩川河川敷は自然型空間に区分されている。ゾーンタイプは自然系空間と人工系空間の面積比率に応じて決定されており、川崎市多摩川河川敷が人工系空間としての利用を積極的に行っているのに比べ、和泉多摩川河川敷は自然系空間を多く残す場としての利用が望まれている。

4. 総合的な比較

- ・和泉多摩川河川敷では住宅地と河川敷の距離が近いこと、トイレや洗い場等バーベキューを適正利用させるための施設を新たに設置する場所がないことなどから、規制を設けたバーベキュー利用は難しい。
- ・和泉多摩川河川敷には電車を利用して多くの都内居住者が来訪しており、現在の市道の利用状況では、今後バーベキュー機材レンタル業者及び業者車両の違法駐車がさらに増加していくと考えられる。
- ・和泉多摩川河川敷は、自然を多く残した自然系空間としての利用が望まれており、人工的な施設を設けることは好ましくない。

資料-3 和泉多摩川河川敷占用箇所図



(通称)五本松道路

市道543号線

市道533号線

市道35号線

多摩川緑地公園
グランド

多摩川自由ひろば

狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会設置要綱

平成 22 年 11 月 19 日

要綱第 107 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、狛江市多摩川河川敷におけるバーベキュー等によるごみ放置や騒音、悪臭等の問題（以下「多摩川河川敷問題」という。）の対応策及び多摩川河川敷の活用策の作成など、多摩川に関連する課題に対応するため、狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 多摩川河川敷問題の現状把握と対応策の検討に関すること。
- (2) 多摩川河川敷の活用策の検討に関すること。
- (3) その他多摩川に関連する課題に対応するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、環境管理課及び次に掲げる区分の課長及び係長（相当職を含む。）にある者をもって構成する。

- (1) 政策室
- (2) 安心安全課
- (3) 地域活性課
- (4) 生活支援課
- (5) 清掃課
- (6) 社会教育課
- (7) その他検討にあたり必要となった部課

(部会の設置)

第 4 条 検討委員会は、所掌事項の検討にあたり次に掲げる区分の部会を作りそれに対応する。

- (1) 多摩川河川敷問題検討部会
- (2) 多摩川河川敷活用策検討部会
- (3) その他検討にあたり必要となった部会

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置く。

2 委員長には環境管理課長、副委員長は互選をもって充てる。

3 委員長は会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の完了までとする。

(会議)

第 7 条 検討委員会は、委員長が招集するものとする。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、資料の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 検討委員会の庶務は、建設環境部環境管理課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会委員名簿

政策室	室長 松坂 誠	企画法制担当主査 矢野 裕之
安心安全課	課長 三角 光正	安心安全係長 平林 哲郎
地域活性課	課長 石森 準一	主幹 浅見 秀雄
生活支援課	課長 石飛 一博	主幹 浅見 文恵
清掃課	課長 松岡 眞一	業務係長 飯田 和夫
環境管理課	課長 斎藤 亮一	環境整備係長 波瀬 公一
		道路管理係長 松本 均
社会教育課	課長 小林 万佐也	課長補佐 栗山 健一

を委員長、 を副委員長とする。

狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会日程表

回数	開催日	会場	概要
第一回	平成 22 年 12 月 24 日 (金)	503 会議室	バーベキュー問題の経緯について
第二回	平成 23 年 1 月 17 日 (月)	503 会議室	バーベキュー問題及び多摩川緑地公園グランド駐車問題への対応策について
第三回	平成 23 年 1 月 31 日 (月)	501 会議室	多摩川関連問題対応スケジュール及び第一次報告書について
第四回	平成 23 年 2 月 14 日 (月)	503 会議室	市道 533 号線及び早期対応スケジュールについて
第五回	平成 23 年 3 月 7 日 (月)	501 会議室	市道 543 号線の規制及び第一次報告書について
第六回	平成 23 年 3 月 31 日 (木)	503 会議室	第一次報告書について(最終的な方向性の確認)